

関係者各位

平成 30 年 3 月吉日
いばらきスイーツフェア実行委員会
委員長代行 根本高行

第 7 回 いばらきスイーツフェア 2018 出店参加者募集ご案内

「いばらきの食」を認知させるために、様々な分野の団体様の力を合わせて、たくさんの方にご来場いただけるようなイベントを開催していきたいと考えております。今回のイベントが、いばらきが誇る食文化を、広く県内外に伝えていくための「正しいショーケース」として、大きなイベントに育っていくよう、開催いたします。

記

1、日 時

平成 30 年 5 月 25 日（金）・26 日（土）・27 日（日） 10:30～16:00（時間予定）

2、会 場

茨城県庁行政棟 2 階県民ホール 県政広報コーナーおよび食堂ひばり

3、主 催

いばらきスイーツフェア実行委員会（予定）

茨城県洋菓子協会、茨城県菓子工業組合、茨城県学校給食パン協同組合
全日本司厨士会茨城県本部、日本中国料理協会茨城県支部、茨城県日本調理師技能士会
笠間焼協同組合、茨城県茶生産者組合連合会、学校法人晃陽学園、茨城県養鶏協会

4、イベント内容（予定）

- (1) 茨城県洋菓子協会、茨城県菓子工業組合、茨城県パン協同組合によるスイーツの展示販売
- (2) 全日本司厨士協会茨城県支部ほか 3 団体による、県産食材を使った特別料理販売
- (3) 出店者によるスイーツコンテスト（テーマ：県産たまごを使用したお菓子）
- (4) いばらきスイーツカフェ
- (5) 笠間焼展示販売、県産新茶の試飲即売会
- (6) お菓子作り体験教室
- (7) 障がい者支援施設「くれよん工房」によるスイーツ展示販売 他

5、出店費用

出店者各売上金額の 15%（運営費に充当）。ただし、下限を 7,500 円/日とさせていただきます。
冷蔵ショーケース使用の場合、1 台につき 1 日 10,000 円
出店希望者は別紙申込書の必要事項をご記入の上、FAX にて返信願致します。

6. 什器について

出店費用の中には、下記什器がついております。

- ・販売台(1500mm×600mm)または、5尺3段の冷蔵対面ショーケース
- ・作業台(1800mm×450mm)

※レジは含まれておりません。出店者ご自身でご準備ください。

実行委員会にレンタルを申し込まれる方は、5,000円位/台となります。

7. 出店当日の駐車場について

出店当日は、出店者専用の駐車場に駐車していただきます。駐車券をお渡しさせていただきますので、必要な駐車券の台数を申込書にお書きください。

※確定しにくい方は大体で構いません。出店者説明会当日(4月19日)にお渡しさせていただきます。

8. いばらきスイーツコンテストについて(予定)

生産量全国第1位を誇る「たまご(鶏卵)」をテーマにしたスイーツコンテストの開催により、県産たまごを活用した新たなスイーツの開発・情報発信を行い、県産食材の振興と茨城県の活性化を目指します。

審査方法については、審査員、出品者全員とマスメディアの方によって実食審査予定です。

コンテスト出展を検討される方は申込書にお書き下さい。追って案内を送らせていただきます。

9. PR イベント景品へのご協力のお願い

取材メディアと、来場者へのイベント景品として、お菓子セット商品1点をお願いいたします。

店舗で販売している商品で、1000円以上のものをスイートフェア出店日に、お持ち帰りできる袋に入れて広報窓口にお持ちください。ご協力お願い申し上げます。

10. 各店舗のPR用素材送付について

インターネット上でのPRを行います。昨年参加店の方は、PRの画像データ等がございますが、本年度初参加の方は、広報株式会社クリエまでご提出ください。

>> 素材送付締め切り:3月31日(日) <<

提出画像:店舗画像、お菓子の画像、オーナーの自己画像 合計3点

店舗PR:自己PR用内容を申込書に記載いただくか、下記メールアドレスにお送りください。

提出方法:(1)メールにて送付 送付先→info@sweets-eat.com

(2)郵送にて送付 送付先→〒311-4153 茨城県水戸市河和田町3916-1 株式会社クリエ宛

■ 出店者説明会(参加必須)およびスイーツコンテスト審査会 ■

下記日程にて、搬入・装飾工事・運営ならびに搬出に関する説明会を行い、出店者の皆様に、準備・運営に関する説明を行います。実行委員会へ事前に連絡なく説明会に不参加であった場合に起きた損害などについては、実行委員会は責任を負いません。

日時 : 平成30年4月19日(木) 14:00~ 説明会 / 15:30~ スイーツコンテスト審査会
開催場所 : 茨城県庁2F 生協食堂ひばり大ホール

スイーツ販売出店規約

いばらきスイートフェア（以下「イベント」といいます）の出店の際は、いばらきスイートフェアスイーツ販売出店規約（以下「出店規約」といいます）に、ご同意いただくこととなります。

●出店申込方法

出店を希望される方は、当いばらきスイートフェアのホームページから出店申込書をダウンロードして、必要事項をご記入の上 FAX にてお申し込みください。

主催者は、審査（審査内容は開示いたしません）の結果、出店店舗多数の場合や、イベントの開催趣旨に適さないと判断した場合には、独自の判断で出店申込みをお断りすることがあります。

●出店申込締切日

平成 30 年 3 月 22 日(木) (ただし、出店数が多い場合実行委員会で出店日については調整致します)

締め切り日時を過ぎた後のお申し込みについては、いかなる理由があっても受付しかねます。

●販売物

茨城県産品を必ず 1 つ以上使ったものを販売してください。

スイーツブースでの販売については、「菓子、パン」に限ります。

その他商品の販売については、実行委員会にご相談ください。イベントの開催趣旨に適さないと判断した場合には、その商品の販売についてはお断りする場合があります。

●出店料金支払方法

出店者各売上金額の 15%。ただし、下限を 7,500 円/日とさせていただきます。

冷蔵ショーケース使用の場合、1 台につき 1 日 10,000 円。

店舗用看板製作費：800 円

レジを使用する方は、別途事務局にお申し込み下さい。(5,000 円位)

上記、出店費用を出店日当日清算いたします。

●販売方法および売り上げ申告について

販売時は必ずレジをご使用ください。売り上げ申告は、レジにて締め作業を行い、レシートを持参のうえ申告となります。当日レジをご用意できない場合は、あらかじめ実行委員会よりレジをレンタル(有料)してください。誠意ある売り上げ申告をお願いいたします。

●出店申込後の取消

締め切り後に出品申込を取り消すことは原則としてできません。やむを得ない状況の場合、協議させて戴きますが、対応できない場合があることを予めご了解下さい。

●出店面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出店者が、出店の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡することは、原則として出来ません。

位置の交換などの場合は、実行委員会の許可を得てから行うこととします。

●出店者常駐

出店者及びその代理人は、イベント期間中、実行委員会が用意する出店者用名札を着用の上、必ずブースに常駐し、来場者の対応及び出店物の管理にあたることとします。

●補償

出店者及びその代理人が他の出店テーブル、イベント運営設備または会場の設備及び人身などに損害を与えた場合、その補償責任は出店者側が負うこととなります。

●保険

出店者は、会場への搬入開始から撤去までの期間、必要と思われるものについて損害保険に加入することをおすすめ致します。

●イベントの延期・中止

天災・人災などの災害や不可抗力等により、イベント開催を中止せざるを得ないと実行委員会が判断した場合に生じた費用・損害などについては、実行委員会は責任を負いません。

●出店物の搬入・搬出と撤去

出店などの会場への搬入期間及び会場での設営工事期間などの詳細は、出店者説明会（平成 30 年 4 月 19 日（木）予定）にて説明致します。会期中は実行委員会の承認無しに搬入・搬出・撤去・移動することは出来ません。販売ブースや小間内の保守及び清掃は、出店者の責任で行って下さい。決められた撤去日時までに撤去されない物品は、実行委員会が撤去し、出店者に費用をご負担いただきます。

●マイク等の使用制限

音量の出る機器を使用した商品説明等をご遠慮下さい。

●イベントの運営と免責

実行委員会はイベントの業務を円滑に実行するために、本規約及び出店マニュアルを定めます。本規約及び出店マニュアルに記載のない事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行った場合は、出店者に随時お知らせします。出店者が本規約及び出店マニュアル上での規定などに違反した場合は、出店をお断りすることがあります。この場合、生じた費用・損害などについては、実行委員会は責任を負いません。

また、実行委員会は、搬入から撤去までの全期間を通して警備会社もしくは会場管理者と契約して会場の管理にあたりますが、物品の損害、滅失、盗難などに関する責任は負いません。

●出店規約の承認

全ての出店者あるいは代理者は本出店規約及び実行委員会が制定する各種規則を承認したものとします。

●出店者説明会の開催（平成 30 年 4 月 19 日（木））

申込締め切り後に、搬入・装飾工事・運営ならびに搬出に関する説明会を行い、出店者の皆様に、準備・運営に関する説明を行います。実行委員会へ事前に連絡なく説明会に不参加であった場合に起きた損害などについては、実行委員会は責任を負いません。

（平成 30 年 3 月 1 日制定）

